

鳥獣被害対策は 次の対策がポイントです！

1 近づけさせない

- 畑などに不要な果実や野菜を放置しない。
- 隠れ場所になるヤブの刈り払いを行うなど環境を整備する。
- 耕作放棄地を適切に管理する。

2 侵入させない

- 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ）を設置して、集落・農地に侵入させない。
- 侵入防止柵を設置する場合は、十分な高さを確保し、隙間ができないように地面に埋め込む。

3 増やさない

- 捕獲は、わなや銃により行う。
- 近隣の集落など広域的な連携による一斉捕獲が効果的。
- 鳥獣を捕獲するには、狩猟免許が必要となる。
- 捕獲にあたっては、鳥獣保護管理法等関係法令を遵守する。



イノシシによる被害

豚熱の影響で生息数がここ数年減少していましたが、現在は町内での豚熱の影響は低下し、生息数も増加していると思われます。

令和6年度は778頭を捕獲しました。令和7年8月時点では、すでに137頭を捕獲しています。引き続きイノシシの被害に注意する必要があります。

サルによる被害

町内のサルは現在8～9の群れで約230頭程が生息していると推定されます。令和6年度は60頭を捕獲しました。

捕獲による対策は被害の減少に一定の効果があるものの、サルは学習能力が非常に高く、徐々に捕獲が難しくなる（逃げ足が早く、ずる賢くなる）ため、柵の設置や花火による追い払い等の防除対策を組み合わせることが重要となります。

◆◇サルの被害対策◇◆◇

○鳥獣被害対策実施隊員による銃器での追払い
(8月～2月まで週3日)

○追払い用花火の配布

役場農林課のほか、各まちづくりセンターに準備しています。
注意事項をよく読んで、正しく安全に使用してください。
使用する際は、必ず付属の筒を使用してください。

◆◇サルと出会ったら◇◆◇

サルに出会った時は、それ以上近づかず、静かにその場を離れてください。

「サルの目を見ない・物を投げない・絶対に近づかない！」

◆◇サルに引っかけられたり、噛まれてしまったら◇◆◇

感染症の危険がありますので、必ず病院で受診してください。

本町では、新たに狩猟免許を取得した方に対し、その費用（狩猟免許講習受講費用、狩猟免許受験費用等）を助成します。
興味のある方は役場農林課までお問合せください。

ツキノワグマ 出沒中



危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER
危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER
危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER

周辺地域でツキノワグマを対象に 銃器 を用いた 緊急銃猟 を実施することがあります

緊急銃猟とは、クマやイノシシが人の生活圏に侵入した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村が行う銃器を用いた捕獲等です。

緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い

- 1 現場周辺で通行禁止・制限を実施する予定です。安全のため、市町村職員からの指示により通行禁止・制限範囲内への立ち入りが禁止されることがあります。
- 2 緊急銃猟が終了し、安全が確認されましたら、放送等によってアナウンスを行う予定です。
- 3 安全が確認されるまでは、市町村職員からの指示に従い身の安全を確保してください。
- 4 特に、現場周辺に近づく、避難している場所から外出する行為は危険なためやめてください。



安全のため、ご協力をお願いします

緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたツキノワグマの捕獲等を行うことを指します。

以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

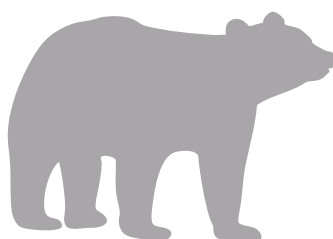
- ① ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



- 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。
- 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。
- 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・ツキノワグマから目線をそらさず（動物に背後を向けない）、ゆっくりとその場を離れる
- ・建物・車内へ避難する



もし襲われたら



- ・最初の一撃では人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・引き倒されたら首元を守ってうつ伏せ